

# 資料 1

## 障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例 (仮称)の個別論点(案)

### 条例の方向性

「障害者権利条約の方向性に沿って」

- ・障害者の権利条約は、女性差別、人種差別撤廃条約や子どもの権利条約など人権に関する条約であり、その方向性に沿った条例とする。

「ノーマライゼーションの理念が市民一人ひとりに育まれるには」

- ・誰もが共に暮らせる地域社会の実現を土台に据えなおし、あらゆる社会的な支援のあり方を組み替え、再構築する必要があるのではないか。
  - ・障害者への合理的配慮を着実に進めていくために、当事者にとっての必要性を明らかにし、当事者・市民の相互理解を不断に形成するための仕組みが必要ではないか。
- 「」内は平成21年12月議会市長答弁より

### (1) 条例制定の目的

地域で暮らし、日常の生活を営むことが、すべての人に、それぞれの人にふさわしく、当たり前、実現できることを実感できるような地域社会を形成することを示す

#### 障害者の権利とは

- ・「誰もがともに地域で暮らす」=平等であること
- ・生活の主体、働く主体、エンジョイする主体、友だちと語り合う主体、恋する主体...

**障害者が地域生活における権利の主体であることを具体的に明らかにする**

### (2) 差別をなくすこと

#### 差別の克服

- ・直接差別  
(「障害のある」ことを理由に差別すること)
- ・間接差別  
(表面的に中立・平等な制度・基準が、結果的に障害のある人に差別となること)
- ・合理的配慮の欠如  
(権利行使に必要な配慮の欠如)
- ・誤解や偏見・特別視の全市民的な克服

**差別の定義を具体的に明らかにすることにより全市民的に差別を克服する**

#### 虐待の禁止

成人期の障害のある人の虐待実態調査から

- ・女性は男性の2倍の発生数
- ・女性に発生した虐待の程度は著しく深刻 複数の種類の虐待を受けている
- ・経済的虐待(年金収入等の無断処分の横行)

- ・生活困窮家庭、単親家庭に虐待発生が集中
- ・障害者雇用の事業者には、補助金の切れ目に激しい虐待をし、「自分から退職する」ことを強要しているところがあるとの報告がある
- ・精神障害のある人の支援は、現行法で対応できるものがない

### 行き届いた人権擁護システムを全市的につくる

#### (3) 権利行使に必要な配慮

##### 暮らしの安心

- ・所得保障
- ・医療・保健・福祉・教育・労働などの行き届いた支援  
(支援の内容・手続き・費用負担・利用のしやすさ...)
- ・ユニバーサルデザインの徹底
- ・移動・交通の保障
- ・情報保障(日常的な、防災上の)
- ・人権教育の充実

#### 「法制度の谷間」にも対応できるよう整備する

##### 暮らしの豊かさ

- ・友人を作る、結婚する
- ・旅行をする
- ・スポーツをする
- ・音楽を楽しむ

#### 単に補助金を増額するだけでは実現できない問題をどうするか

#### (4) 条例の原案骨格

人権擁護(権利擁護システム:虐待の予防と支援のシステムを含む)

暮らしの安心を保障する具体的権利

暮らしのゆたかさをつくる具体的権利

上記の ~ を実現するための、市行政の責任、市民の責任、市民と行政が協働する責任を明示する

#### (5) さいたま市の条例で対応しきれない課題

サービスの拡充は、「さいたま市障害者総合支援計画」等の市の各計画に工程表をつくって対応する

国が負うべき責任を明確し、要望する。